

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は増加傾向を維持していたが、平成26年1月の15,566人をピークに減少傾向に転じ、令和5年4月1日現在14,669人となっている。

また、平成27年国勢調査人口では15,204人だったものが令和2年には14,583人となっている。この間、一世帯当たり人数は一貫して減少を続け、平成27年国勢調査では2.5人だったものが、令和2年には2.34人まで減少しており、本町の家族構成も大きく変化したことがうかがえる。

年齢3区分別人口の推移では、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している。また、老年人口は一貫して増加しているが、老年人口比率は全国平均より低くなっている。

松茂町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、事務職・専門職、介護職等と多岐に渡り、町内の事業所数は574事業所で中小企業の割合は多い傾向にある。産業ごとの従事比率は第1次産業が8.7%、第2次産業が27.2%、第3次産業が64.1%となっている。現在の日本の状況と同様に第3次産業が多くを占めている。また、ハローワーク鳴門管内の有効求人倍率は全職種で1.36であるが、求人業種に偏りがあり、事務職等は倍率が低く、介護職等が高い傾向にある。

現在、松茂町の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、独自の取組として松茂町創業支援事業計画を策定し、創業支援事業者等と連携して創業を目指す相談者に対し、創業支援を行い創業者の増加を目指している。また、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体のひとつとなり、徳島県東部地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に4件程度先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

松茂町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、事務職・専門職、介護職等と多岐に渡り、多様な業種が松茂町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

松茂町は、県の北東部、吉野川下流域の三角州に位置し、紀伊水道を隔てて淡路島・和歌山を臨み、東に大阪・神戸の大都市圏を控えている。町内にある「徳島阿波おどり空港」は本県の空の玄関として、また町内を縦貫する国道11号と県道徳島空港線は徳島道・神戸淡路鳴門道を経て本州と直結し、四国と京阪神を結ぶ陸の玄関ともなっている。松茂町の産業は、水産業や農業が昔から盛んに行われているほか、工業団地に多くの企業が立地している。幹線道路沿線を中心に、小売店、飲食店等も多く出店している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

松茂町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業、事務職・専門職、介護職等と多岐に渡り、多様な業種が松茂町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日～令和7年6月17日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間及び5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。